

「印旛地域末端給水事業統合に係る基礎調査業務委託」仕様書

1 業務名

印旛地域末端給水事業統合に係る基礎調査業務委託

2 業務の目的

本仕様書は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注を予定している「印旛地域末端給水事業統合に係る基礎調査業務委託」（以下「業務委託」という。）の企画提案の募集及び委託する場合において適用される主要な事項を示すもので、印旛地域における末端給水事業体の事業統合を中長期的及び包括的に検討するための基礎調査を実施し、印旛地域末端給水事業統合研究会」（以下「研究会」という。）等に対して、その統合に向けた適切な助言を行うとともに、今後の判断材料となりうる資料等の作成を行う。

なお、業務委託にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 印旛地域の末端給水事業体（成田市水道部、佐倉市上下水道部、四街道市上下水道部、八街市水道課、印西市水道部、白井市環境建設部上下水道課、富里市水道課、酒々井町上下水道課、長門川水道企業団）では事業統合の検討を研究会で行い、研究会の事務局を組合が行う。

3 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

4 業務の内容

- (1) 印旛地域末端給水事業体の事業統合に向けた基礎資料作成

- ① 基本情報の収集・整理等

- ・業務統計（給水人口、用途別有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量等）
- ・財務統計（収益的収支、資本的収支、貸借対照表等）
- ・施設諸元（施設能力、主要設備の仕様、経過年数等）
- ・運転管理・維持管理情報

（配水日報、保守点検・修繕の記録、漏水・破裂等の管路事故の記録、水質事故・その他の事故の記録、漏水調査等の各種調査報告書等）を含む各種情報の収集

- ② 業務指標※を利用した現状評価

- ・水質検査箇所密度、管路の耐震化率、技術職員率、料金回収率等を含む各種現状の評価

※日本水道協会規格の「水道事業ガイドライン JWWA Q100」（平成17年1月制定、平成28年3月改正）の業務指標

- ③予測に基づく将来の見通しと評価
- ④問題点の抽出と課題の把握
- ⑤目標の設定
- ⑥その他の企画提案

(2) 支援業務への出席及び説明等

契約締結後、平成31年3月20日までに研究会（作業部会を含む）を4回程度開催する予定であり、受託者は以下の支援業務を行う。

- ① 会議等に出席し、助言、基礎資料収集のための要請及び成果品等の報告を行う。
※支援業務で使用する資料は組合へ1週間前までに提出（メール可）し、内容を事前に説明（電話可）すること。また、使用する資料は事前に必要部数を確認し印刷しておくこと。なお、資料の内容によっては電子データで提出するように依頼する場合がある。

(3) 成果品等の提出

① 中間報告

基礎資料は報告書に纏め、12月～1月中頃までには研究会に中間報告をすること。なお、報告書は事前に必要部数を確認し提出すること。

② 最終報告

最終報告の成果品は20部提出すること。また、成果品概要版を作成し50部提出すること。

③ 電子媒体

上記の①、②の電子媒体（CD-R又はDVD-R）を、その都度10部提出すること。

- ④ 上記の①、②、③は、著作権を含め全て組合に帰属すること。

5 業務の進め方

(1) 作業スケジュールの調整

受託者は、業務開始までに作業の詳細スケジュール表を作成し、組合に届け出て承認を得ること。また、提出したスケジュールに大幅な変更が生じる場合は組合に相談、届け出し、スケジュールの変更について承認を得ること。

(2) 進捗状況の報告

受託者は、業務委託の遂行にあたり、会議等において業務進捗状況やその他の必要事項について報告すること。

6 その他

本仕様書に記載のない事項については、組合と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。